

こ 第 978 号
令和7年3月31日

市町村児童福祉主管課長様

新潟県福祉保健部こども家庭課長

児童福祉施設等における食物アレルギー事故防止の
徹底及び報告体制の整備について（依頼）

児童が給食（おやつ）等を起因としてアレルギーの原因となる食物を誤食した事案については、「児童福祉施設等における食物アレルギー事故防止の徹底及び報告体制の整備について」（令和3年12月17日付け子第979号）に基づき、事故防止の徹底及び報告体制の整備をお願いしているところです。

この度、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月31日付け、こ第1527号）の対象施設・事業との整合性を図る観点等から、児童福祉施設等における食物アレルギー事故防止の徹底及び報告体制を、下記のとおりとするとともに、様式を改正いたしましたので、内容について御了知のうえ、引き続き対応してくださいますようお願いいたします。

記

1 対象施設（下線部の施設等を今回追加）

保育所、認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く）、児童厚生施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

2 報告体制

アレルギーの原因となる食物の誤食事故が発生した場合は、別紙様式の第1報記載欄に必要事項を記入し、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に報告してください。

その後、事故発生日から1週間を目途に「再発防止策」を記入し、第2報を報告してください。

別紙様式：「児童福祉施設等における食物アレルギー事故報告書」

報告先 : こども家庭課所属メールアドレス (hoiku@pref.niigata.lg.jp)

3 参考

- (1) 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」 (2019年改訂版)
[アレルギー対応ガイドライン \(2019年改訂版\) \(jpa-web.org\)](https://www.jpa-web.org)
- (2) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 (令和元年度改訂)
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>
- (3) 「学校における食物アレルギー対応指針」 (平成29年2月新潟県教育委員会)
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/hokentaiiku/hokentaiikuka-allergies.html>

担当 : 福祉保健部 こども家庭課 保育支援係

TEL : 025-280-5215

MAIL: hoiku@pref.niigata.lg.jp

新幼支第149号
令和7年5月8日

保育施設長様
認定こども園施設長様
地域型保育事業施設長様
認可外保育施設長様

新潟市こども未来部幼保支援課長

食物アレルギー事故発生時の報告体制の変更について（通知）

日頃より、教育・保育施設での食物アレルギー対応にご尽力いただき、感謝申し上げます。
この度、新潟県（以下、「県」）より食物アレルギー事故発生時の報告体制の変更等について依頼がありました。

これを受け、「保育施設における食物アレルギー対応マニュアル」（以下、「対応マニュアル」）で定める当市の食物アレルギー事故発生時の報告体制の運用を下記のとおり変更いたします。

なお、県の示した報告体制は今年度より開始とされたことから、取り急ぎ通知にて報告体制の変更をご連絡しますが、現在使用いただいている対応マニュアル（令和3年度改訂版）についても、今後内容を修正し、改めて周知いたします。

記

- 1 県への事故報告体制の変更点（詳細は添付の新潟県通知文を参照。）
 - ・報告対象：食物アレルギー症状を発症した事例のみとされていたものをアレルギーの原因となる食物の誤食事故に拡大。
 - ・報告様式：国の重大事故報告様式をベースに入力内容を簡略化。
 - ・報告期限：速やかに報告とされていたものを、報告を二段階に分け、第一報は事故発生当日（遅くとも翌日）、第二報は事故発生から約一週間を目途と期日を明確化。
- 2 教育・保育施設から新潟市への事故報告体制の変更点
別紙のとおり。
- 3 その他
この通知発出当日より、新たな体制での報告に移行してください。

【担当】

新潟市こども未来部幼保支援課
幼児教育・保育グループ
保健・給食グループ

TEL 025-226-1221（直通）

	新報告体制（令和7年5月～）	旧報告体制
様式	<p>事故の内容にあわせ、<u>どちらか</u>を使用。</p> <p>①離乳食期の未摂取食品の誤食事故（食物アレルギー症状の発症なし） →対応マニュアル様式15 「誤食（未摂取）報告書（R7.5修正版）」 ※市の対応マニュアル様式15について、標題を変更し、記載事項を簡略化したもの。</p> <p>②県への報告が必要な食物アレルギー事故（上記以外の食物アレルギー事故） →県様式 「児童福祉施設等における食物アレルギー事故報告書」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【変更点】 県へ報告が必要な事案は、県の様式による報告に一本化。</p> </div>	<p>以下の2種を使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応マニュアル様式15 「誤食（食物アレルギー）報告書」 県様式 「児童福祉施設等における食物アレルギー発症報告書」 ※食物アレルギー症状を発症した事例のみ提出。
報告期日	<p>①の場合 →速やかに（期日指定なし。従来通り。）</p> <p>②の場合 →第一報：事故発生翌日の正午まで。 報告書の提出が翌日になる場合は、当日中に電話で区役所（認可外保育施設の場合は幼保支援課）の指導保育士へ事故発生を一報。 第二報：事故発生から一週間以内。 ※第一報に追記する形で報告。 ※①②共に報告先は区役所健康福祉課及び幼保支援課</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【変更点】 県へ報告が必要な事案について、報告期限に間に合うよう、区及び幼保支援課への提出期日を設定。</p> </div>	速やかに区役所健康福祉課及び幼保支援課へ報告
対象施設	右欄の施設に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を追加。	保育所、認定こども園、地域型保育事業、延長保育事業、一時預かり 等

- 県への報告は、従来通り幼保支援課より行います。
- 今まで対象施設にのみ個別に送付していた県の報告様式を、報告時間短縮のため、あらかじめ全施設に送付します。（本通知に添付）
- 食物アレルギー症状の発症の有無の判断に迷う場合（症状が出たが、食物アレルギーによるものか判断がつかない等）は、発症ありとみなして報告してください。
- 離乳食期の未摂取食品の誤食事故（発症なし）の場合は、新潟市への報告のみで終了します。（従来通りの対応を維持）

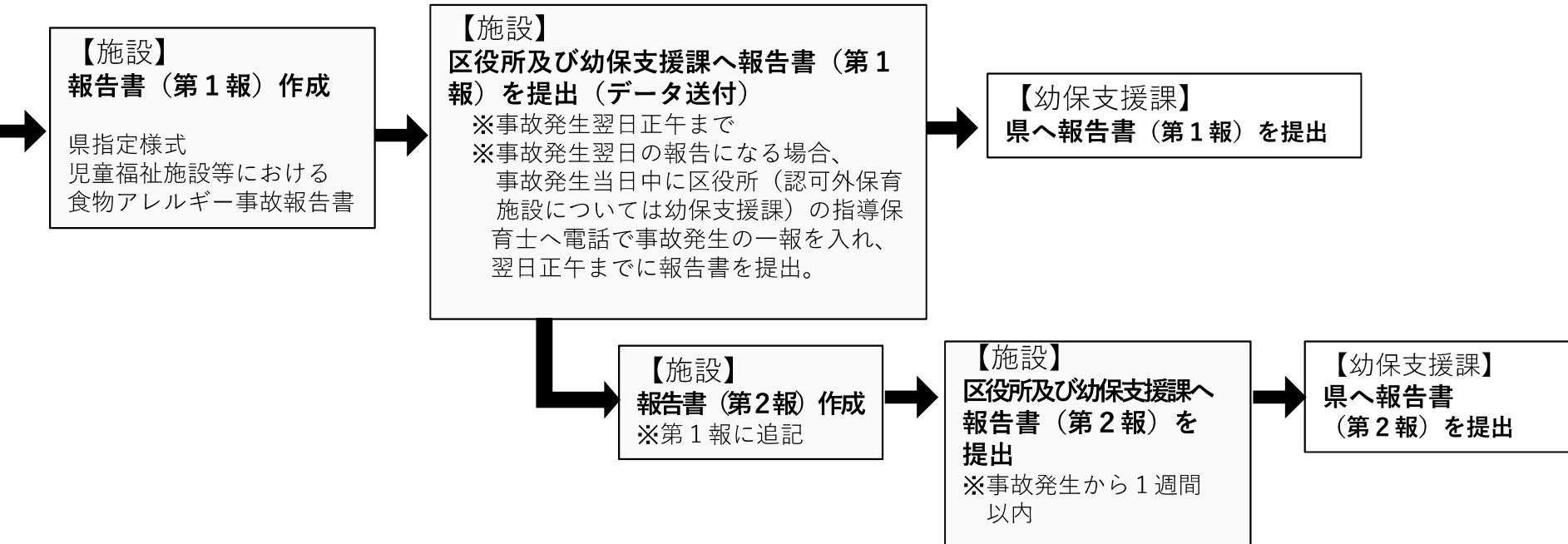
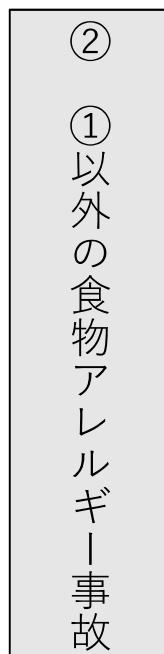
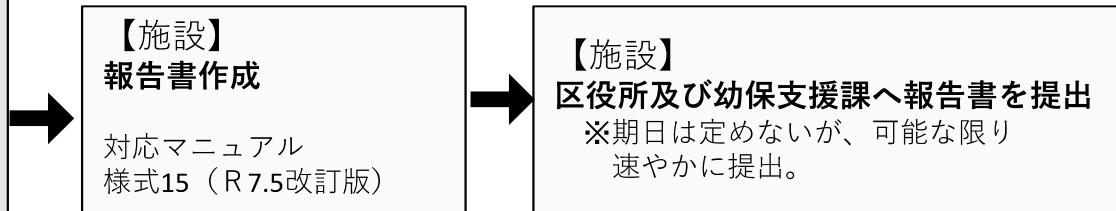
【参考】令和7年5月からの食物アレルギー事故発生時の報告体制 イメージ



・・・教育・保育施設



・・・区・幼保支援課



誤食（未摂取）報告書

報告日時： 年 月 日 時

発生日時	年 月 日 () 時 分
対象児の情報	年齢（月齢）及び所属クラス等：_____ (所属クラス等：_____ 歳児クラス) ※一時預かり等で所属クラスがない場合は年齢のみ記載 性別：男 ・ 女 生活管理指導表の作成状況： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (原因食品)
事故発生の概要	※ 誰が・どういう状況で・どうした 等を、詳細に時間を追って記載する
対応の状況	保護者への連絡 ・ 無 ・ 有 (連絡時間 :)
事故の原因	※ どこに事故発生の原因があったのか？検証し記載する
再発防止のための 具体策	※ 事故の原因を踏まえて、対応策を検討し記載する

報告者名	保育施設名
	氏名
	連絡先

R7.5 改訂

※1：事故発生後速やかに、区役所健康福祉課及び幼保支援課の指導保育士（認可外保育施設の場合幼保支援課のみ）に報告すること

※2：食物アレルギー症状が出た場合は新潟県の「児童福祉施設等における食物アレルギー事故報告書」を使用して区役所健康福祉課及び幼保支援課の指導保育士に（認可外保育施設の場合幼保支援課のみ）報告すること

※3：園の過失により生じた誤食などで医療機関を受診した場合は、併せて園児の事故報告書も提出すること

児童福祉施設等における食物アレルギー事故報告書

第1報で記載

基本情報				
事故報告年月日				施設・事業所種別
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)	新潟県			施設・事業所名称
担当課(電話番号)	入力不要			施設・事業所所在地
担当者名	入力不要			施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)

発症した子どもの情報				
子どもの年齢		性別		所属クラス等
食物アレルギー発症の種類 (誤食・接触/原因食品)			管理指導表作成状況	
アレルギー症状				

事故発生時の状況				
事故発生年月日				事故発生時間帯
事故発生場所				報道発表の有無
事故発生の概要 及び その原因				
入所児童への対応状況				
保護者への対応状況				
備考				

第2報で記載

再発防止策	
-------	--

※1 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は事故発生日から1週間以内に報告してください。
 ※2 記載欄は適宜広げて記載してください。